

山梨県総合教育センターにおける感染拡大予防ガイドライン

山梨県総合教育センター

1 3密の回避

(1) 換気設備の設置等（「密閉」の回避）

- ・一人あたりの必要換気量を確保する。換気設備のある場所については常時稼働する。
- ・換気設備によって必要換気量を確保できない場合は、一定時間ごとに、2方向の窓を全開するなどの方法で必要換気量を確保する。

(2) 施設内の混雑の緩和（「密集」の回避）

- ・時間差による集合、受付の簡素化などにより混雑を緩和する。

(3) 人と人との距離の確保（「密接」の回避）

- ・最低1 m（マスク着用のない場合は2 m）の対人距離を確保する。
- ・座席を一つおきにするなど、施設内の人数を制限する。
- ・人と人とは対面する場合は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- ・近距離での会話や発声を避ける。
- ・トイレに順番待ちの場所を示す。

2 その他の感染防止策

(1) マスクの着用と咳エチケット

- ・マスク着用など、咳エチケットについては、所員が徹底して行うとともに、利用者にも周知する。

(2) 手洗い・手指消毒

- ・所員は定期的に、利用者は入場時に、手指消毒、手洗いを実施する。
- ・入口等に消毒設備を設置し、手指消毒を実施する。

(3) 体調チェック

（所員）

- ・所員は、出勤前に検温・体調確認を行う。
- ・発熱や軽度であっても風邪症状、嘔吐・下痢等の症状がある場合は、出勤を停止する。

（利用者）

- ・発熱や軽度であっても風邪症状、嘔吐・下痢等の症状のある者は入場させない。
- ・利用者は、必要に応じて、入場時に健康観察用紙を提出する。
- ・入口で利用者への体調確認を行う。

(4) トイレの衛生管理

- ・不特定多数が接触する場所（便座、レバー等）は、定期的に清拭消毒を行う。
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示する。

(5) ロビー等のリスク軽減

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面での食事や会話を避ける。

- ・常時換気を行い、共用する物品は定期的に消毒する。

(6) 清掃・消毒

- ・他人と共用する物品や複数の人の手が触れる場所は、使用后及び定期的に清拭消毒する。

(7) チェックリストの作成・確認

- ・感染拡大防止ガイドラインに基づくチェックリストを作成し、定期的に確認を行う。

3 体調不良を訴えた場合の対応

所員や利用者に発熱や風邪症状、嘔吐・下痢などの症状が現れた場合、別室で対応に当たるとともに、対応に当たる職員を限定し、適切に対処する。